

第1回山陽小野田市成年後見制度 利用促進基本計画策定委員会

日時 令和3年1月21日(木) 14:00～15:45

場所 厚狭地区複合施設2階第2研修室A・B

行政説明 成年後見制度の概要及び

利用促進に向けた体制整備等について

1. 成年後見制度の概要について
2. 成年後見制度利用促進の体制整備について
成年後見制度利用促進の体制整備の取組が必要な理由
3. 地域連携ネットワークと中核機関について
4. 市町村計画について
5. 成年後見制度に係る市の取組の現状について
6. 本市の成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたスケジュール

1. 成年後見制度の概要について

高齢者を取り巻く問題

- 消費者被害や詐欺
- 親族に「年金を使われてしまう」等の経済的虐待
- 介護の放棄・放任＝ネグレクト
- 判断能力の低下により、
 - 銀行からお金を引き出せない
 - 公的手続きがうまくできない。
 - 介護保険サービスの利用や施設契約ができない 等

「成年後見制度の利用が必要と考えられるケース」



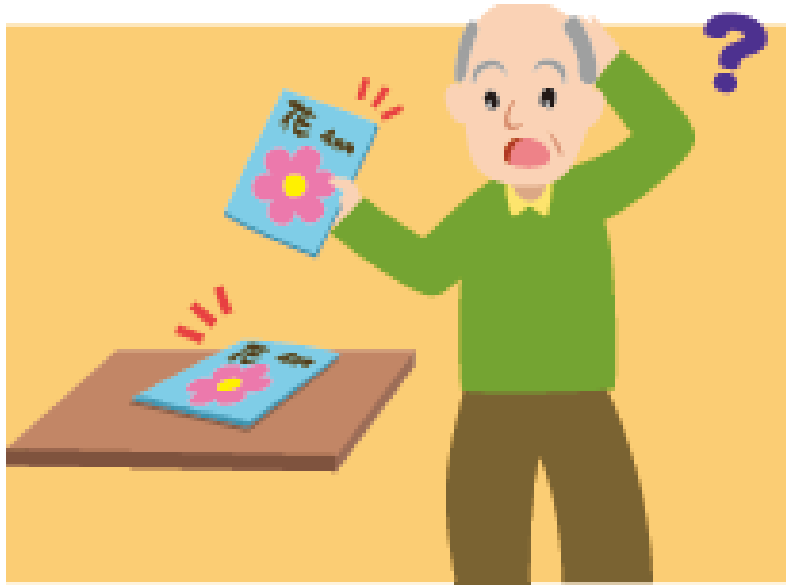
悪質業者からの電話があり、
だまされそうになった。最近物
忘れも増えてきたので、今後
騙されないか心配だ。

そしてついに、だまされて
契約を結んでしまった。



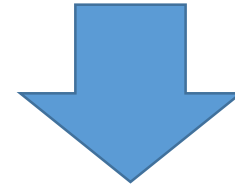
たとえ騙されて契約してしまっ
ても、成年後見人等がその契約
を取り消してくれる。





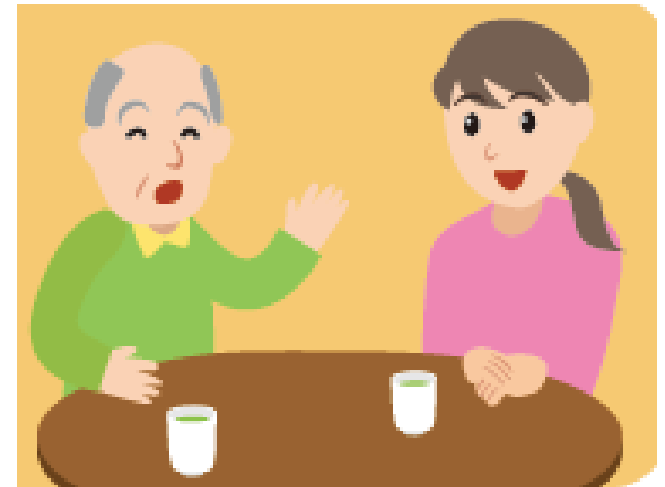
物忘れからか、同じ物を買ってしまう
ことが増えた。

ひとり暮らしではなく、施設へ入所し
た方がよいのか不安になった。



成年後見人等が相談に乗ってくれた。
後見人のサポートで、介護保険サービ
スの利用がはじまり、今までどおり自
分の家で生活することとなった。

施設へ入る場合も、契約の手続きを後
見人等が手伝ってくれるようだ。



成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等
精神上の障害により判断能力が十分でない方々の、、、

1. 不動産や預貯金等の財産を管理 「財産管理」
2. 必要な福祉サービスの手続き等 「身上監護」
3. 本人に不利益になる契約(悪徳商法)等の取り消し「取消権」

✳ 判断能力の不十分な方々が、安心して生活できるよう法律的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の誕生

2000年 介護保険制度の誕生

行政処分・措置としての介護・福祉サービスの導入から、
受益者の意思決定を尊重できる**契約制度**へ。

＊ 判断能力の低下のある人への契約支援システムが必要



介護保険制度と同時に「**成年後見制度**」が誕生

禁治産・準禁治産制度
本人保護



民法の改正

成年後見制度
本人保護
＋
ノーマライゼーション
自己決定の尊重
現有能力の活用

成年後見制度の種類

1. 任意後見制度

本人に、十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「本人自らが選んだ代理人（任意後見人）」に「自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務」について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結ぶ制度。

2. 法定後見制度

認知症や障害等により、すでに判断能力が不十分な本人に代わって、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度。判断能力のちがいにより「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類がある。

1 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自ら
が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めてお
く制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続
や費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後
見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親
等内の親族、任意後見受任者です。

任意後見契約締結

判断能力の低下

家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て

任意後見監督人の選任

任意後見契約の効力発生



ほうていこうけんせい ど
法定後見制度の**3**種類

	ほ じ ょ 補助	ほ さ 保佐	こう けん 後見
対象となる方	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方
せいねん こうけん にん 成年後見人等が 同意又は取り消す ことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所 が定める行為 (※2)	借金、相続の承認な ど、民法 13 条 1 項 記載の行為のほか、 申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為
せい ねん こうけん にん 成年後見人等が 代理することが できる行為 (※3)	申立てにより裁判所 が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為

- * 1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれない。
- * 2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の小児にや放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限る。
- * 3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となる。
- * 補助開始の審判、補助人に同意見・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

家庭裁判所：成年後見制度 利用をお考えの方へより抜粋

法定後見制度の手続について

法定後見制度の申立ては、**家庭裁判所**に「後見（保佐・補助）開始申立書」等の書類を提出し、家庭裁判所が成年後見人（保佐人・補助人）を選任します。

山陽小野田市在住（居所）の場合、管轄する裁判所は
家庭裁判所**船木出張所**になります。

申立てができるのは、

本人、配偶者、四親等内の親族等

* 申立人がいない場合は、市町村長が申立人となる場合有。

申立書類及び費用等

- 申立書、申立事情説明書
- 親族関係図、親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書
- 財産目録、相続財産目録、収支予定表及び関連資料
- 本人の戸籍謄本・住民票又は戸籍附票
- 診断書、本人情報シート、健康状態に関する資料
- 登記されていないことの証明書
- 申立手数料 収入印紙 800円～2400円
- 後見登記手数料 収入印紙 2600円
- 郵便切手 約2600円
- 鑑定

家庭裁判所

手続案内

後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のDVDもご覧いただけます。）。



1 申立て

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。

2 調査等

- 裁判所から事情をお尋ねすることがあります。
※ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります（別途費用がかかります。）。

3 審判

- 後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。

4 報告

- 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。

後見人ができること

成年後見制度は、財産を管理する(財産管理)ことはもちろんのこと、本人の生活を支えること(身上配慮)も後見人の役割とされています。

財産管理

- ・印鑑、預金通帳、現金などの財産の保管
- ・預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- ・不動産の管理、処分収支の管理
- ・税金の申告
- ・賃地・賃家の管理
- ・遺産相続手続き

身上監護

- ・日常の見守り
- ・家賃の支払い。契約更新
- ・医療機関に関する各種手続き
- ・福祉サービスの利用手続き
介護保険サービスの契約等

～本人の意思決定の支援～

後見人は、単に財産管理だけを行うのではなく、本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活に配慮するよう義務付けられています。

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成28年10月13日に施行されました。

1. 死後事務

- ・遺体の火葬に関する契約の締結
- ・相続財産の保存に必要な行為
- ・成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払
- ・成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約
- ・債務を弁済するための預貯金(成年被後見人名義口座)の払戻し

2. 郵便転送

成年後見人が、後見事務を行うに当たって必要がある場合に、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛ての郵便物等を成年後見人の住所又は事務所所在地に転送してもらうこと。

後見人等ができないこと

1. 事実行為

掃除、洗濯、買い物等日常生活の介護等。

2. 医療行為の代諾

医療行為への同意は、本人固有の権利の為行えません。

3. 一身専属権

本人だけが行うことができる権利（例えば、遺言を残したり、養子縁組をしたり、結婚・離婚をしたりする行為）のことです。

4. 身元保証人及び連帯保証人

後見人は本人の財産を適切に管理し、財産の範囲内で支払いを行う義務はありますが、保証人にはなれません。

5. その他本人の利益に反すること

2. 成年後見制度利用促進の体制整備について ～利用促進の体制整備の取組が必要な理由～

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

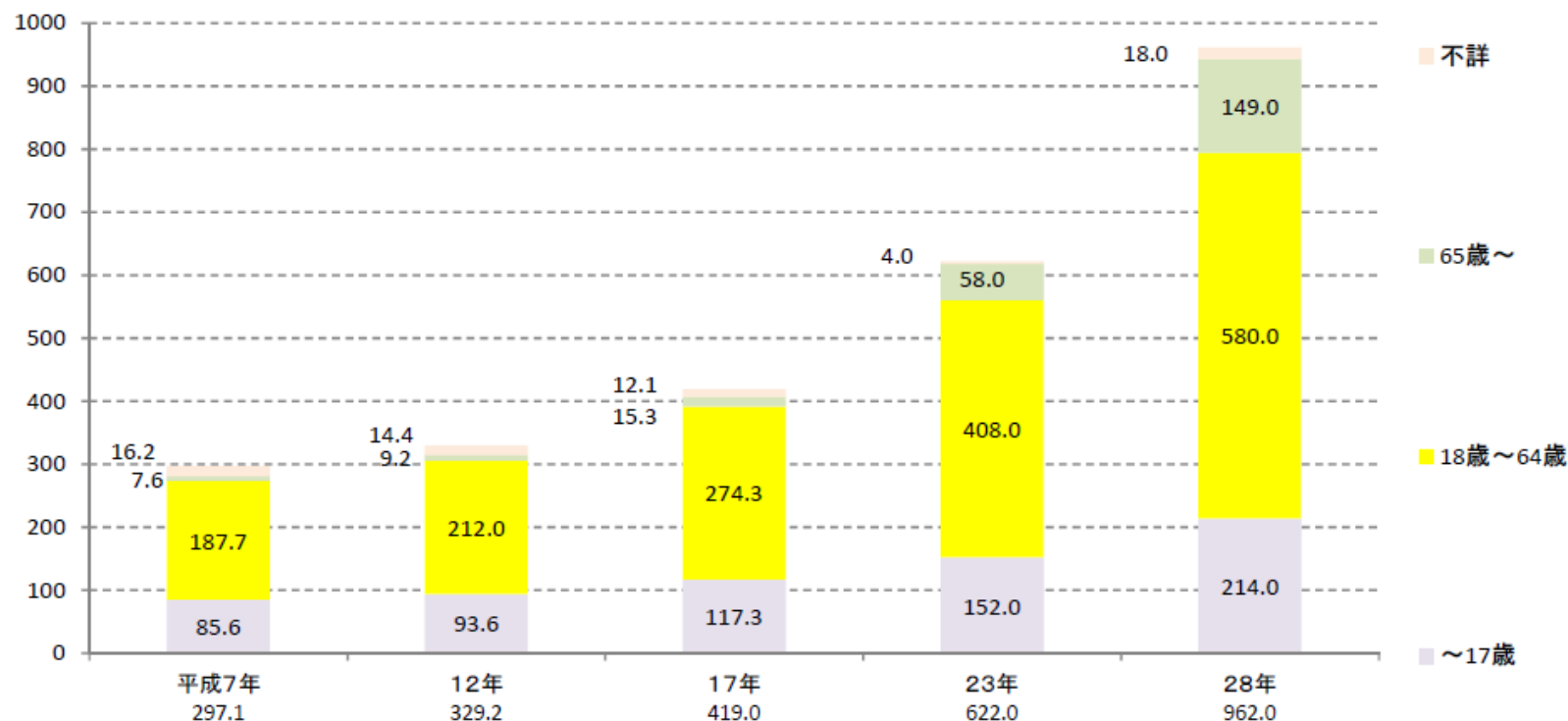
年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

1

年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))

○ 知的障害者の推移をみると、平成23年と比較して約34万人増加した。|

単位:千人

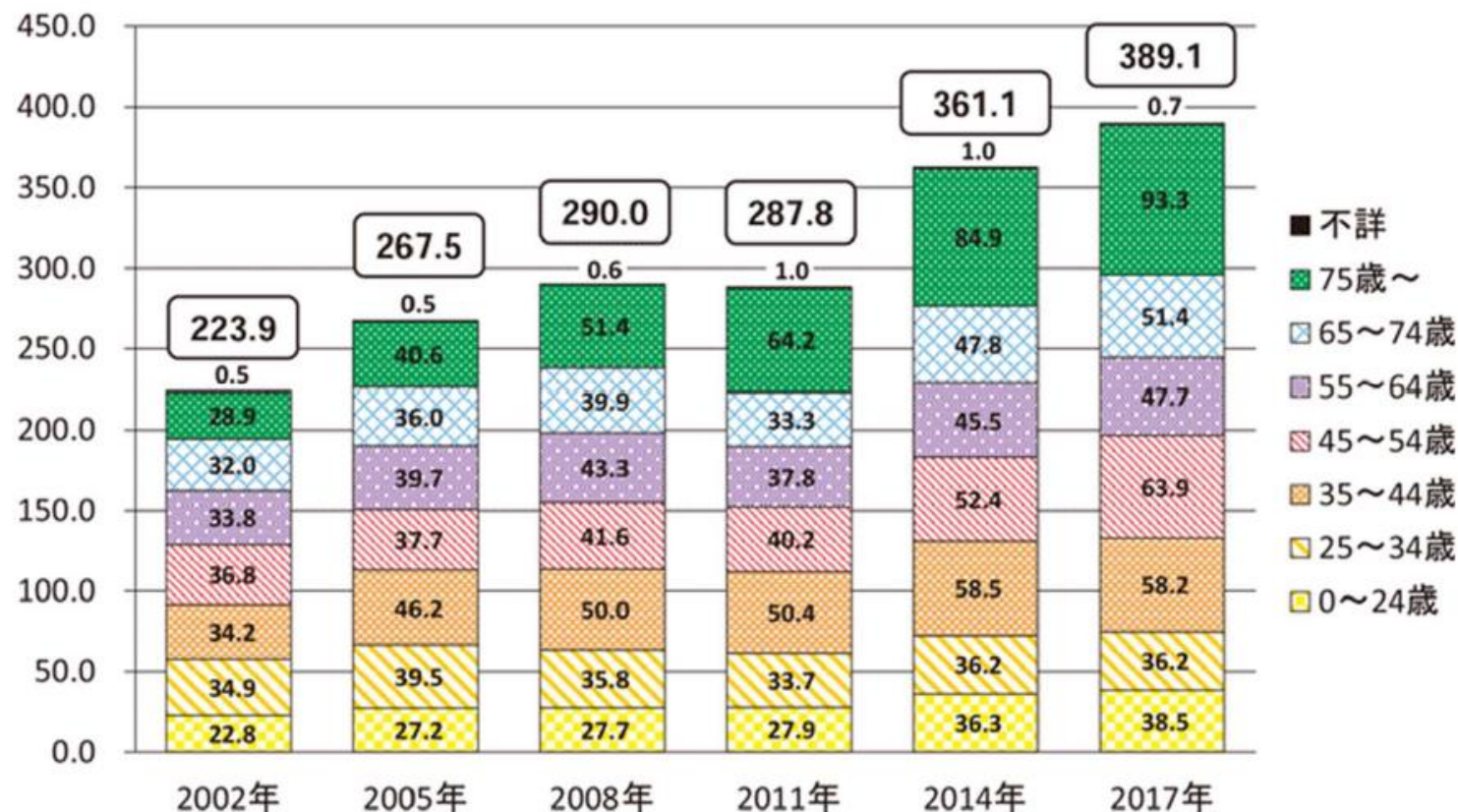


資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(～平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年～)

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・外来)

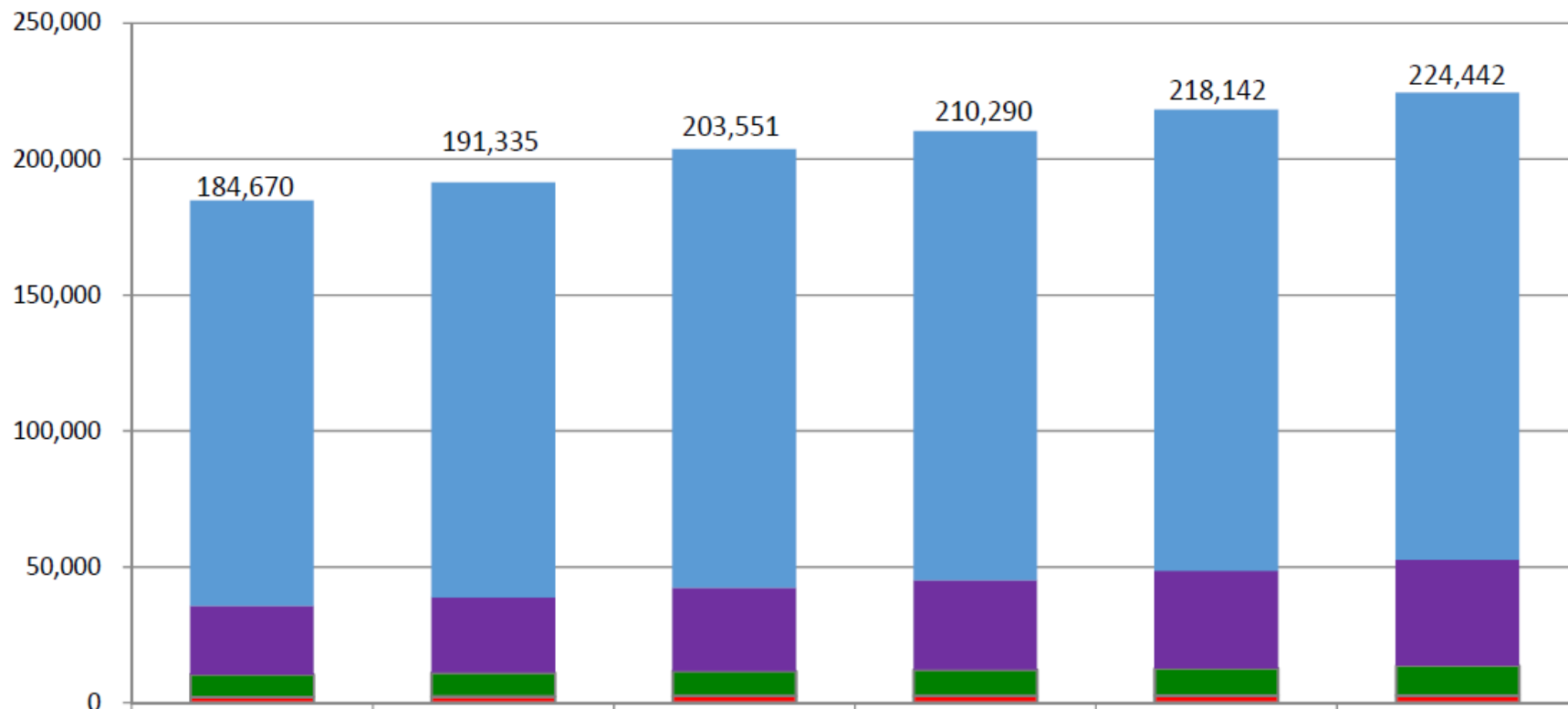
○ 外来の精神障害者389.1万人の年齢階層別の内訳をみると、25歳未満38.5万人(9.9%)、25歳以上65歳未満206万人(52.9%)、65歳以上144.7万人(37.2%)となっており、65歳以上の割合の推移をみると、平成20年から平成29年までの9年間で、65歳以上の割合は31.5%から37.2%へと上昇しており、かつ、我が国全体の高齢化率28.1%を上回る水準となっている。

(単位:万人)



各年度の成年後見制度の利用者数

(単位:人)



	平成26年12月末日	平成27年12月末日	平成28年12月末日	平成29年12月末日	平成30年12月末日	令和元年12月末日
■ 成年後見	149,021	152,681	161,307	165,211	169,583	171,858
■ 保佐	25,189	27,655	30,549	32,970	35,884	38,949
■ 補助	8,341	8,754	9,234	9,593	10,064	10,983
■ 任意後見	2,119	2,245	2,461	2,516	2,611	2,652
計	184,670	191,335	203,551	210,290	218,142	224,442

約1300万人

認知症者数	約 462万人（平成24年）
軽度認知障害	約 400万人（推計）
知的障害者数（在宅）	約 96万人（平成28年）
精神障害者数（外来）	約 389万人（平成28年）



一方、

成年後見制度の利用者数 約22万人（令和元年12月）

必要な人に制度が利用されていない可能性・・・

本市及び山口県の成年後見制度の利用者数等

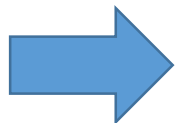
令和2年6月現在	山陽小野田市	山口県
成年後見利用者数	62人	2, 250人
保佐利用者数	9人	345人
補助利用者数	2人	90人
任意後見利用者数	1人	29人
合計	74人	2, 714人

令和2年6月現在	山陽小野田市	山口県
20～50代利用者数	16人	669人
60代以上利用者数	58人	2, 045人
合計	74人	2, 714人

(山口家庭裁判所資料。令和2年6月27日現在)

山陽小野田市の概況

事項	人数	基準日
市の人口	62, 059人	令和2年4月1日
65歳以上の人数	20, 993人 (33. 83%)	
要介護・要支援 認定者数	3, 781人	
日常生活 自立度Ⅱ以上	2, 531人	令和2年9月30日
療育手帳	515人	令和2年3月31日
精神障害者 保健福祉手帳	409人	令和2年3月31日



一方成年後見制度の利用者数は、「74人」

成年後見制度の利用促進に関する必要性

必要性

- ・認知症等により判断能力が低下すると、
①預貯金の引き出し等、金銭管理が困難
②介護サービスや入院が必要でも契約困難
③住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、
消費被害、詐欺のターゲットになるおそれ

今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく



「一方、成年後見制度の
利用者は約22.4万人」

課題

- ・必要な方が制度について知る機会がない。制度の周知が不十分。
- ・社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない。
- ・後見人による、意思決定支援、身上保護等、福祉的な視点から本人の最善の利益を図ることが必要。
- ・後見人等への支援体制が不十分。
- ・このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない。

⇒「制度が必要な方が、
利用につながるように」

成年後見制度の利用促進に向けた法整備

平成28年5月：施行

成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成28年法律第29号)

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定。

平成29年3月：閣議決定

成年後見制度利用促進基本計画

市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めている。

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。＜別紙1参照＞

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

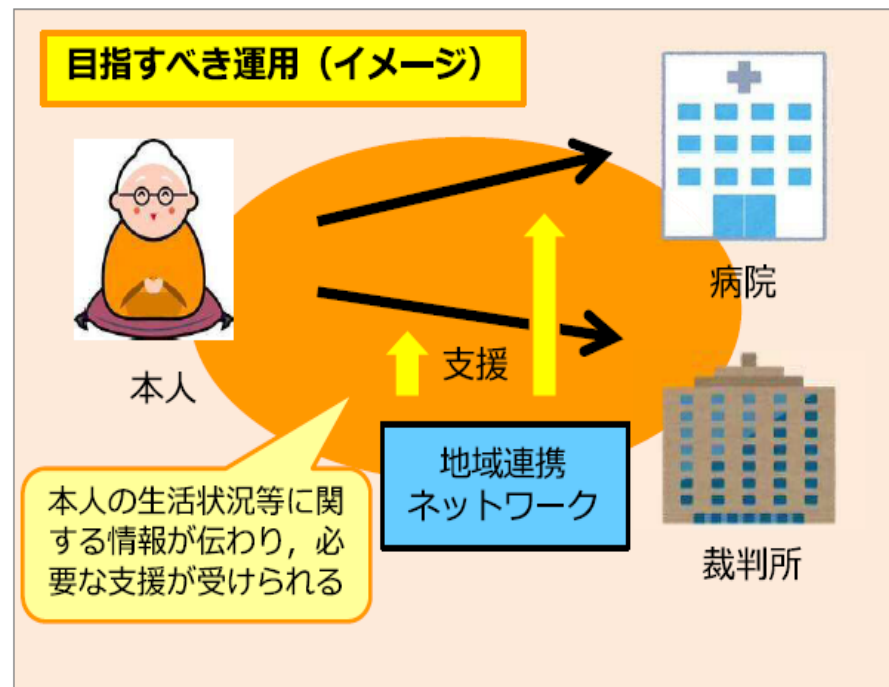
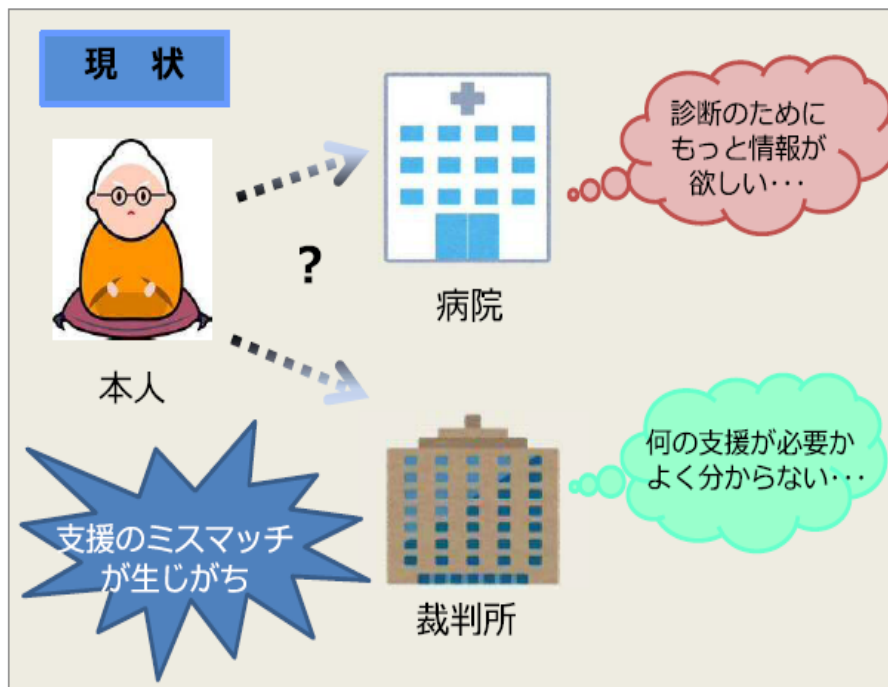
注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

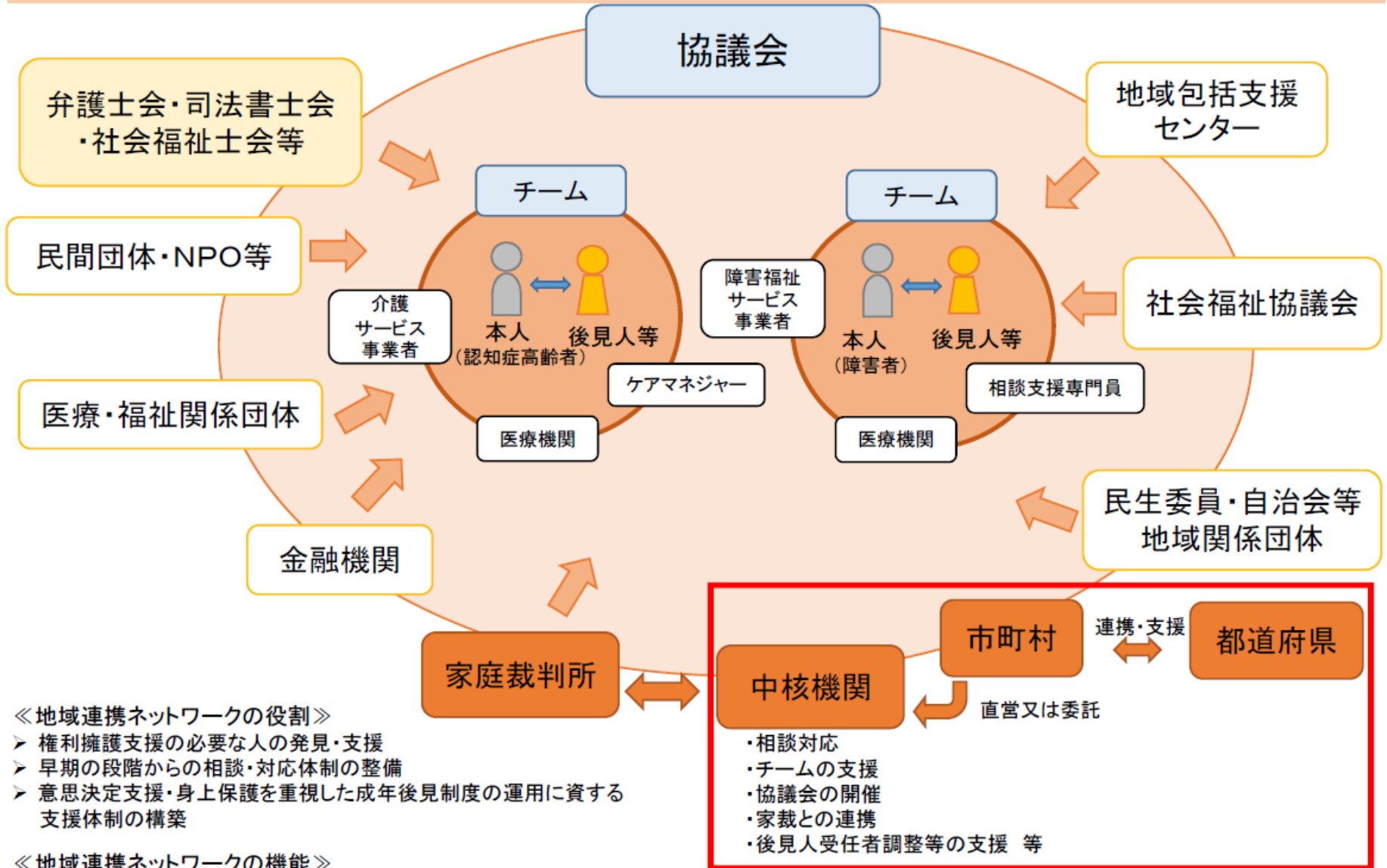


今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム: 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。（全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。）
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

・成年被後見人名義の預貯金について

1 口座の分別管理

- ①小口預金口座（日常的に使用する生活費等の管理）
- ②大口預金口座（通常使用しない多額の預貯金等の管理）

2 払戻し

- ①小口預金口座
 - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
- ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意（関与）が必要

3 自動送金等

生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金

- ②大口預金口座 → ①小口預金口座

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

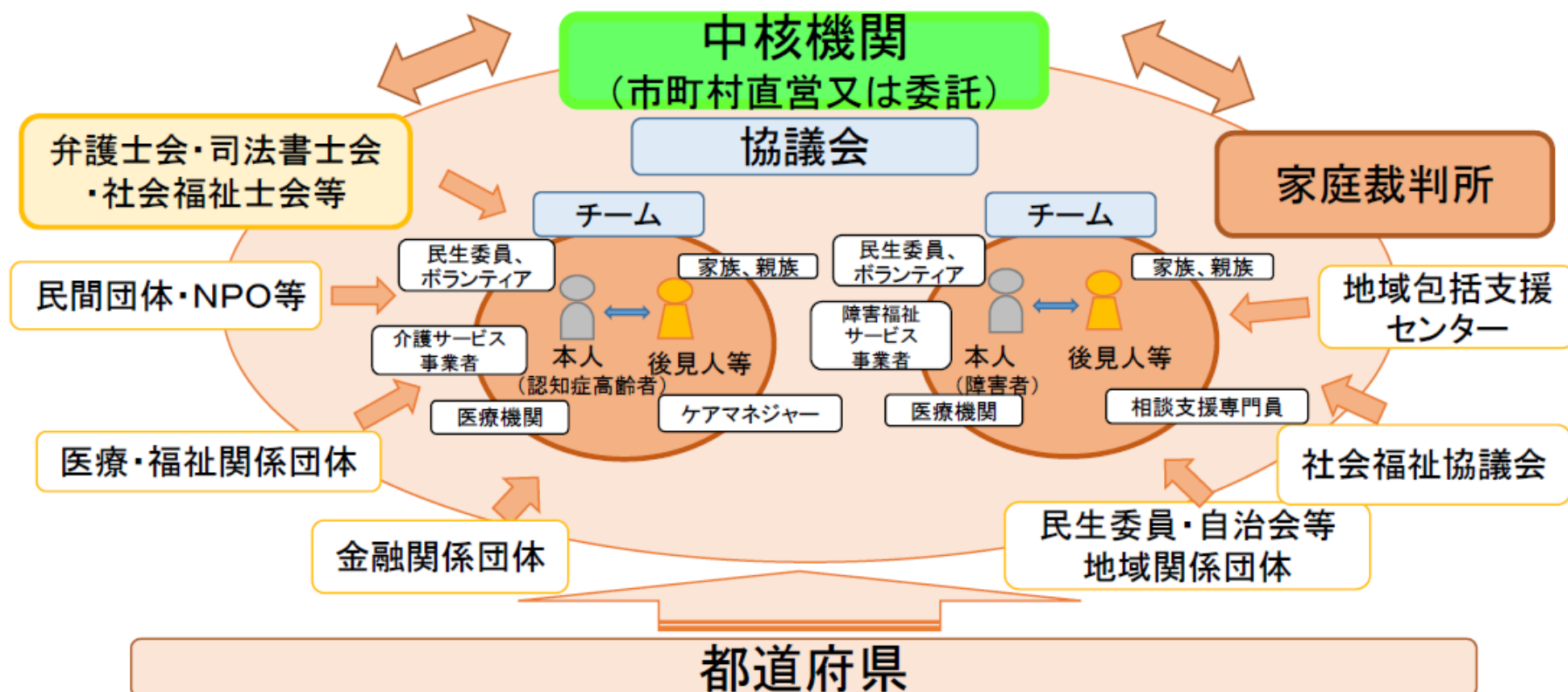
3. 地域連携ネットワークと 中核機関について

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

●実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの**中核となる機関**の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

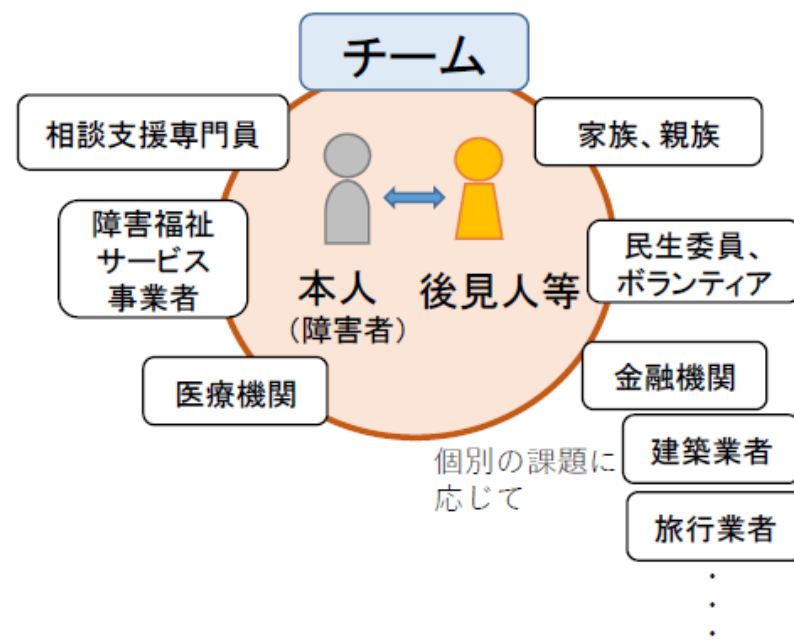
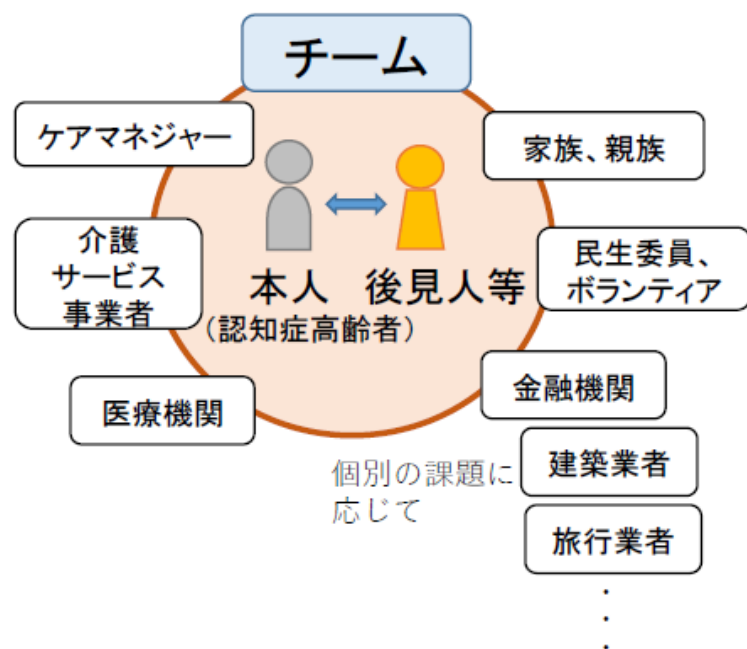


※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

1点目 「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容：本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

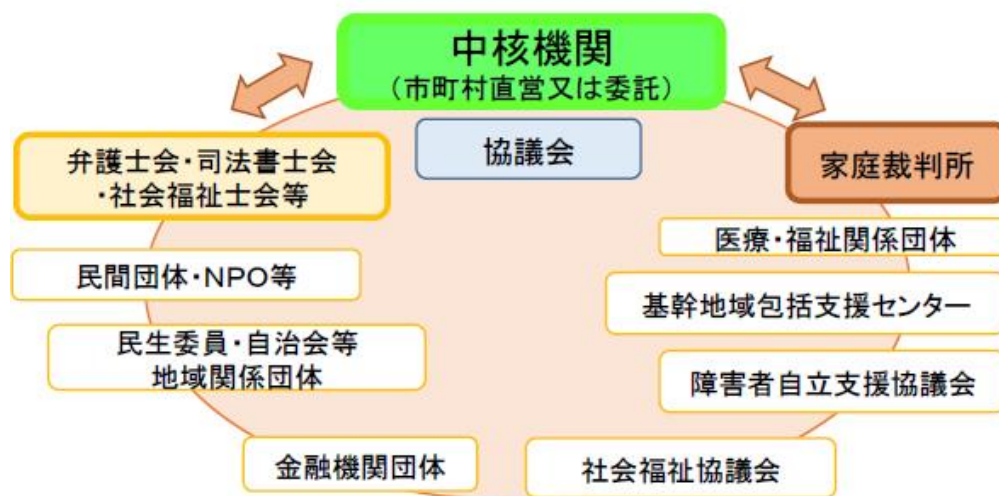
メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

エリア：日常生活圏域など

2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例:商工会や警察など）

エリア：自治体圏域～広域圏域 ※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P 62に出ています。 37

3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者マッチング)、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆる箱物新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

中核機関等の機能については、「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、

まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきで、

③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくことでも構いません

= 「小さく生んで大きく育てる」という考え方

①広報機能

成年後見制度の広報、周知をとおして、制度のメリットや留意点などを理解していただく。

本人、ケアマネジャー、商店、金融機関、企業、住民など、あらゆる方が、成年後見制度及び中核機関を知り、権利擁護が必要な人をつなげること。

②相談機能

市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて関係団体等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制(必要な権利擁護に関する支援が図られる体制)に係る調整を行う。

③制度利用促進

(a) 受任者調整(マッチング)等の支援

(b) 担い手の育成・活動の促進

市民・法人後見の担い手等の育成・支援

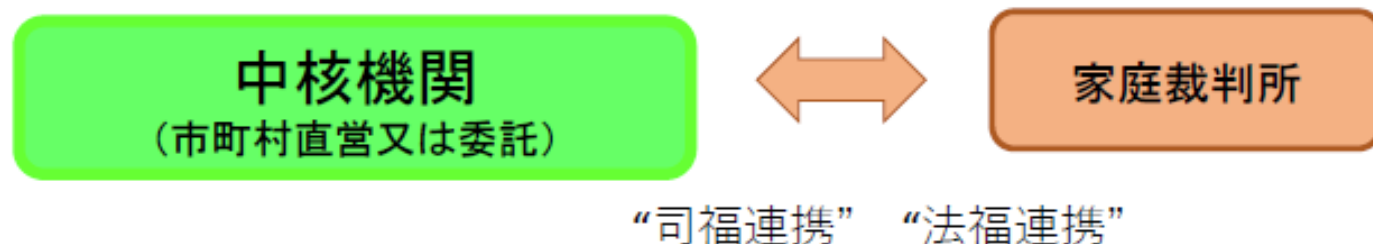
(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からの
スムーズな移行

④後見人支援

後見等開始後も、後見人等と継続的に関わり、
意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用が
なされるよう、ケースに関する相談、支援等を実施。

様々な関係機関・関係団体との「連携」が肝

特に家裁と中核機関の緊密な連携



- ◎ 業務内容や組織風土の異なる機関同士が連携する話ですので、粘り強く話し合って、それぞれの課題の解決方法を探って頂きたい。

中核機関の整備パターン例

別紙 資料8

市町村成年後見制度利用促進基本計画
策定の手引き

参照

4. 市町村計画について

山陽小野田市成年後見制度 利用促進基本計画策定委員会

市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ～山陽小野田市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「計画」という。)について検討する～

(所掌事務)

第2条 (1)計画案の検討に関すること。

(2)その他成年後見制度の利用促進について市長が必要と認める事項に関すること。

市町村計画に盛り込むべき事項

- 地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする。
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について

市町村計画のイメージ

- 1 ○○市成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ
- 2 現状と課題
- 3 今後の取組
 - (1) 本計画における取組目標
(段階的に整備するものはその旨記載)
 - (2) 中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について
 - (3) 助成制度について
- 4 評価

市町村計画のイメージ

1 ○○市成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

(1) 現状

※成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況(市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況)などを用いて示すことができる

※成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

(2) 課題

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

市町村計画のイメージ

事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

3 今後の取組

(1) 本計画における取組目標(段階的に整備するものはその旨記載)

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

(2) 中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

(3) 助成制度について

※成年後年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

4 評価

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「〇年度に、【〇〇市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

5. 成年後見制度に係る 市の取組の現状について

市の取組状況

1. 権利擁護事業(成年後見、虐待等)に係る
相談対応
2. 成年後見制度利用支援事業
3. 成年後見制度の普及啓発
4. 成年後見制度利用促進基本計画策定員会

2. 成年後見制度利用支援事業

(1) 市長が行う後見開始の審判請求(市長申立て)

老人福祉法 第32条

知的障害者福祉法 第28条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第51条の11の2

“その福祉を図るため特に必要があると認めるとき”

(2) 後見人に係る報酬費用の助成

2. 成年後見制度利用支援事業

(1) 市長が行う後見開始の審判請求(市長申立て)

成年後見制度を利用したくても、申立てができる配偶者や4親等内の親族がおらず、申立てができない場合、市長が家庭裁判所に申立てを行う。

また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、申立てに係る費用(市長申立てに限る)を助成する。

費用の助成例

- 申立手数料
- 登記手数料
- 連絡用の郵便切手代
- 鑑定料

2. 成年後見制度利用支援事業

(2) 後見人に係る報酬費用の助成

家庭裁判所において後見人等が選任された高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の方で、報酬の助成を受けなければ後見等を受けることが困難な状況にあると認めるとき。

助成額

生活保護受給者またはそれに準じる方で、報酬の捻出が困難な方に対し、後見人等の報酬の支払いに要する費用の一部または全部を助成する。

- ・在宅者 月額28,000円
- ・施設入所者 月額18,000円

6. 本市の成年後見制度利用促進 基本計画策定に向けたスケジュール

市基本計画策定に向けたスケジュール

別紙 資料7 計画策定に向けたスケジュール参照

- | | |
|-------------|-------------------|
| • 令和3年1月21日 | 第1回会議 |
| • 令和3年2月18日 | 第2回会議 |
| • 令和3年5月頃 | 第3回会議 |
| • 令和3年7月頃 | パブリックコメント |
| • 令和3年10月頃 | 第4回会議 |
| • 令和4年2月頃 | 市基本計画策定
中核機関設置 |